

○熊本県医師修学資金貸与条例施行規則

(平成 21 年 3 月 31 日規則第 9 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 35 号  
令和 3 年 9 月 3 日規則第 34 号 令和 4 年 3 月 8 日規則第 4 号

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県医師修学資金貸与条例(平成 20 年熊本県条例第 45 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第 3 条 条例第 2 条の規定による選定を受けようとする者は、熊本県医師修学資金貸与申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第 2 号様式)
- (2) 住民票の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸与を受ける者の選定)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか必要に応じ面接による審査により修学資金の貸与を受ける者の選定を行い、当該選定の結果を当該申請を行った者に通知するものとする。

(修学資金の種類等)

第 5 条 条例第 3 条の規定で定める修学資金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該修学資金の額は、同表の左欄に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

|        |   |
|--------|---|
| 入学料相当額 | 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成 16 年文部科学省令第 16 号。以下この表において「省令」という。)第 2 条第 1 項の表大学の学部(次項に掲げるものを除く。)の項入学料の欄に掲げる額 |
| 授業料相当額 | 省令第 2 条第 1 項の表大学の学部(次項に掲げるものを除く。)の項授業料の年額の欄に掲げる額  |
| 生活費相当額 | 月額 75,000 円   |

2 条例第 3 条の規定で定める修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める修学資金の額の合計額とする。

- (1) 大学に入学(編入学及び転入学を除く。次号において同じ。)後1年以内に被貸与者となった者(次項第1号において「第1号被貸与者」という。) 入学料相当額、授業料相当額及び生活費相当額
- (2) 大学に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学に入学後1年を経過した後に被貸与者となった者(次項第2号において「第2号被貸与者」という。) 授業料相当額及び生活費相当額
- 3 条例第3条の規則で定める修学資金の貸与の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 第1号被貸与者 条例第2条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から大学に在学している場合にあつては、4月。次号において同じ。)から大学の正規の修業年限を修了する日の属する月までの期間。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
  - (2) 第2号被貸与者 条例第2条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月から5年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間
- 4 授業料相当額及び入学料相当額は、知事が別に定める時期に貸与するものとし、生活費相当額は、毎月貸与するものとする。ただし、生活費相当額については、知事が特別の事情があると認めるときは、2月分以上をまとめて貸与することができる。

(借用証書の提出)
- 第6条 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものは、知事が定める日までに、熊本県医師修学資金借用証書(別記第3号様式)に条例第5条第1項の保証人(以下「保証人」という。)の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(保証人)
- 第7条 保証人は、独立の生計を営む者で修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うのに必要な資力を有するものでなければならない。
  - 2 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものが未成年者であるときは、保証人のうち1人は、その者の法定代理人としなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
  - 3 被貸与者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務従事期間の計算等)
- 第8条 条例第7条第1項第1号に規定する修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を計算する場合において、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとする。

- 2 条例第7条第1項第1号に規定する臨床研修及び指定病院等医師業務への従事期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、臨床研修に従事した日の属する月から指定病院等医師業務に従事しなくなった日の属する月までの月数とする。
- 3 業務従事期間中に通算して1年を超える県内の病院等で後期研修に従事した期間があるときは、業務従事期間からその超える期間の月数(1月に満たない期間があるときは、その期間を1月とする。)を控除する。
- 4 業務従事期間中に条例第7条第3項各号に規定する事由により臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間があるときは、業務従事期間から、当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の開始の日の属する月から当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日の属する月までの月数を控除する。ただし、当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の開始の日と当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日とが同じ月に属する場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日の属する月において再び臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間が開始したときは、その月を1月として業務従事期間から控除するものとする。

(臨床研修実施病院)

第9条 条例第7条第1項第1号に規定する臨床研修を行う病院は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院(県内に所在するものに限る。)とする。

(返還の申出等)

第10条 被貸与者は、条例第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに熊本県医師修学資金返還申出書(別記第5号様式)を、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、修学資金の返還額等を当該申出をした者に通知するものとする。
- 3 知事と貸与契約を締結した者(以下「契約締結者」という。)は、条例第6条第2項の規定により知事が修学資金の貸与を行わないこととなった場合において、当該貸与を行わない期間に係る修学資金を既に受領しているときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請等)

第11条 条例第9条又は第10条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、熊本県医師修学資金返還債務履行猶予申請書(別記第6号様式)に条例第9条又は第10条に規定する事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、返還債務の履行の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第12条 条例第7条第1項又は第11条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、熊本県医師修学資金返還債務免除申請書(別記第7号様式)に、条例第7条第1項第1号の規定により免除を受けようとする場合にあつては業務(研修)従事期間証明書(別記第8号様式)を、条例第7条第1項第2号又は第11条の規定により免除を受けようとする場合にあつては条例第7条第1項第2号又は第11条に規定する事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、返還債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(届出等)

第13条 契約締結者又は被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を当該各号に定める様式により知事に届け出なければならない。

(1) 本人又は保証人の氏名又は住所に変更があつたとき 氏名(住所)変更届(別記第9号様式)

(2) 大学を休学したとき、大学に復学したとき、又は停学の処分を受けたとき 休学(復学、停学)届(別記第10号様式)

(3) 大学を卒業したとき、又は退学したとき 卒業(退学)届(別記第11号様式)

(4) 医師の免許を取得したとき 免許取得届(別記第12号様式)

(5) 臨床研修若しくは指定病院等医師業務への従事を開始したとき、終了したとき、若しくは再開したとき、又は指定病院等医師業務に従事する指定病院等を変更したとき 業務従事等届(別記第13号様式)

2 前項の規定による届出には、同項第2号に掲げる場合のうち大学に復学したときにあつては大学に復学したことを証する書面を、同項第3号に掲げる場合のうち大学を卒業したときにあつては大学を卒業したことを証する書面を、同項第4号に掲げる場合にあつては医師免許証の写しを、同項第5号に掲げる場合にあつては業務従事等証明書(別記第14号様式)をそれぞれ添付しなければならない。

3 保証人は、契約締結者又は被貸与者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4 被貸与者は、毎年度(大学に入学した日の属する年度を除く。)、知事が定める日までに大学における単位の修得を証する書面その他の学業成績を証する書面を知事に提出しなければならない。

(申出)

第14条 契約締結者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1月前までに熊本県医師修学資金貸与辞退申出書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 被貸与者は、条例第7条第3項第1号に規定する事由(医学を履修する課程を有する大学院(以下「大学院」という。)への進学を除く。)に該当するときは、直ちに指定病院等医師業務等中止申出書(別記第16号様式)に当該事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 被貸与者は、条例第7条第3項第1号に規定する大学院に進学する場合、又は同項第2号に規定する県外の病院等で後期研修に従事する場合は、後期研修等計画申出書(別記第17号様式)に、大学院に進学する場合にあってはその事実を証する書類を、後期研修を受ける場合にあっては当該後期研修を行う病院等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、当該大学院に進学しようとする日又は当該後期研修を受けようとする日の3月前までに知事に提出しなければならない。ただし、当該期限までに被貸与者が後期研修等計画申出書を知事に提出できないことについて正当な理由があると知事が認める場合は、当該期限を経過した後であっても、当該正当な理由を記載した書面を添付して知事に提出することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する貸与契約に係る修学資金について適用し、施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和3年9月3日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月8日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する貸与契約に係る修学資金について適用し、施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金の貸与を受けた者が新規則第5条第3項第1号の規定を適用することを希望する旨を知事に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その適用をするものとする。

別記第1号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第7条関係)

[別紙参照]

別記第5号様式(第10条関係)

[別紙参照]

別記第6号様式(第11条関係)

[別紙参照]

別記第7号様式(第12条関係)

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 12 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 13 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 14 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]

別記第 15 号様式(第 14 条関係)

[別紙参照]

別記第 16 号様式(第 14 条関係)

[別紙参照]

別記第 17 号様式(第 14 条関係)

[別紙参照]